



ともと権利関係の規定がある、それはそちらにまかしておいていいので、建築基準法はそのあとで出てきたいろいろ都市の問題とか、建築技術的な問題とか、もっぱらそういうものを対象にしていけばよいという出発点の歴史的あるいは伝統的な理由というものが考えられるわけであります。そういう理由に対しても、反論を一つ考えてみますと、それは單なる歴史的な理由にすぎないのであります。民法ができた当時は、民法は私人間の権利関係を規制していくべきはそれでよかつたということだったのかかもしれないのですが、今日のような時代になつてくれば、それも建築基準法の中である程度まで審査の対象にしてほしいという要求が出てくるのは、ある程度自然の勢いでもあると思うのです。また民法の規定自体がかなり時代おくれになつておりまして、規定をさらになりまして非常に今日から見ればおかしな規定もあり、合理的でない規定もあるといふわけであります。それからまた民法の規定は私人間の関係にゆだねられていて、争おうとすれば訴訟で争うわけで、実際問題として訴訟して、できたら家をどうしてくれる、ということはなかなか言いにくいわけですから、そこまで審査、確認のときを調べてやること、いうことが親切ないき方だろうということとは言えると思うのです。

関係の技術的な点に違反しないことを確認するだけで、そのほかの問題は一応別個のものであるという建前があるとしても、この点は何も民法だけに限らずほかのいろいろな関係の法令があると思うのですが、そういう問題もそれぞれの法令にまかせられておりまして、建築基準法というものは非常に技術的な点に集中されておるということがあるのであります。ことに民法の関係は私人間の権利関係ですから、そこまで立ち入っていくということは適当じゃないのではないかという考え方もあると思うのであります。そしてかりに確認をしたところで、それですべての関係が全部まるくおさまったとということではなくて、単に建築基準法の線しか調べないから、それで一応つじまが合っているわけなんです。しかし一般の民衆の方の立場からこれに対する反論を考えてみますと、一応何か役所の確認があるとそれですべての関係が全部是認されたというふうに、これは日本人のくせかもしれないけれども、そういうふうに考えやすいわけですね。これは昔からのお土というような、いろいろそいう考え方があると思うのですが、お上がいいと言つたからそれで一応全部いいのじやないかといふような気持になりやすい。また確認を受けていればもう確認を受けたのだから隣の人は文句を言ひなどと言つて、どんどん違法な建築を強行していくといふようなことも考えられる。そういう点から申しますと、そういう民衆の意識といふものを考えますと、ある程度まで確認の際にそういう問題まで見てやるのが親切だなうということが言えると思うのです。これが第二の理由でございます。

次に第三の理由としまして、いわば技術的な理由といふものが考えられる。それは現在の建築主事が確認をするということですが、建築主事の性格からしまして、そういう権利関係、相隣関係あるいは借地権の関係といふような権利関係まで調べる能力は、必ずしも要求されていないし、建築の技術のほうでいう技術的な点があると思われます。それからまた確認にしましても、やはり客観的な明白な基準というものがなく困るということもあると思うのであります。大体その確認には裁量的な性質がない、つまり法律できちんときちんとときまとたるものを見ていくということの性質を持つておる。ところが借地権の有無というようなことになると、非常に法律的に問題の多いことになりますし、また相隣関係にしましても、たとえば目隠しをつけるというような規定が民法にございますが、これも隣の人が別に文句を言わないのに目に隠しをつけるということを確認の際に必要な要求する、ということも必要ないのじゃないかというような、いわばある程度隣の人とのプライバートな任意的な関係だという点もありまして、客観的にそれを強行していくということが必要もしも妥当でない点もあるわけであります。これがいわば私の考え方技術的な理由でございますが、これに対する反論として考えられる点は、借地権の有無にしましても一応は調べて、まあこまかい法律的な厳格な点でもともかく申請が出てくれば受け取らなければ、現在のところでは全然無権利者です。

付けると、いろいろ状態でありますし、あるいは二重に申請があれば同じ土地に二重に確認をするということもござはできる、また逆に言えばしなければならない建前になつてあるわけで、そこまで一応ではありますけれども調べて、借地権がない、ということがほつきりしているような場合には、確認すべきではないのじやないかといふ感じがするわけでありますし、民法関係以外にいろいろほかの法律で制限のある場合にも、自分で建築主事がわからなければ、ほかへ回してそちらからうような手続も考えられるわけであります。それから権利関係は必ずしも客観的にはつきりわからないという点でございますが、これも民法の規定をある程度客観的なものとして、建築基準法の中に取り入れていくということは、十分考えられると思うのです。たとえば自隨しにしましても、隣の人がいいと言えば、それでいいかも知れませんが、それならば同意書をとつてございましょうが、これも民法の規定をとつけてくれば確認をするといふような手続も考えられます。それから一番問題になるのは境界線との距離、五〇センチとか一メートルとかいう距離だらうと思いますが、その距離にしましても今の民法の規定の仕方から一つ問題ですが、が合理的かどうかは一つ問題ですが、一応客観的に見ましてある地区では、規定を客観的なものにしながら取り入れていくということは、将来の方向とかんといふことを、具体的に規定して十分考えられる。また借地権の占いくことは可能でありまして、民法の規定をしましても、地主の判決を一々とね

どうのには地主が借地権があるて半  
こを押さないときもあるでしょから  
無理だと思いますが、たとえばそれな  
らば借地契約書を持つてこさせる。あ  
るいはある程度借地権があると認めら  
れるような一応の材料たとえば地代  
の受け取りであるとか、そういうもの  
を持つてこさせるということで確認を  
していくといふ方法も考えられるので  
あります。

私が考えました現行法における理由  
とそれに對する反論といふのは大体以  
上の点なのであります。そこで、結  
論を一応申しますと、現行法にもさつ  
きあげました三つの理由といふものが  
ありますて、一応現行法はそいう筋  
で通してきているので、これを急に今  
すぐ変えるといふことはなかなか困難  
な点があるだらうと思はんです。です  
からすぐの改正の問題にはちょっとな  
りにくいと思うんですが、ただしか  
し、将来の方向としては、建築基準法  
のほうからも私人間の権利関係にある  
程度立ち入っていいのではな  
いか。またそらするのが親切ではない  
かと思うのであります。現在の基準法  
は、一応そこに住む人のでき上った建  
物についての環境衛生といふよしなこ  
とは十分注意している。また全体の都  
市計画の立場からする空地とかそい  
う問題も考慮している。ところがその  
いわば中間になるすぐ隣の人との関係  
といふのは一応抜けているわけであ  
ります。それについても若干、たとえば  
ある空地地区の場合には境界線から何  
メートルといふような距離を指定した  
の規定は入っておりませんけれ  
ども、これもしかし私人との権利関係  
の調整といふよりも、むしろ都市計画

いわば隣の人との関係は一応抜けてい  
るような形であります。しかし考えて  
みますと、やはりそこに家を建てる人  
はばかりでなくて、隣の人の環境衛生ある  
いは隣の人のそらいう点から来る生活  
の保護、ということもやはり考えていい  
問題ではないかと思うのです。たと  
えば日照の点について、建築基準法二十  
九条に一応どれだけの日照がなければ  
いかぬということが書いてござります  
が、これも自分がそれに合った日当り  
のうちを建てたところが、今度隣に高  
いアパートか何かできて全然もう日が  
当らなくなつたというのでは、いくら  
一軒のうちについて日当りを要求して  
いても、あとで意味がなくなるという  
おそれがあるわけです。この点はしか  
し非常にむずかしい問題ですけれど  
も、もしその人の環境衛生を確保しよ  
うということであるならば、その点に  
ある程度の制限を設けていくといふこと  
とは十分考え得るし、また、考える  
べきだらうと思はわけです。また、こ  
れをまた民法の方の立場から申します  
と、さきほどもちょっと申しましたよ  
うに、民法の規定というものは、はなは  
だ時代おくれな規定が多いのであります  
して、これをもつと近代化しなければ  
いけない。民法はまだ距離とかそういう  
うごく昔風のことしか考えていません  
が、それ以外にたとえば今の日当りの  
問題であるとか、あるいは煙草の問  
題、音響の問題、そういう何といいま  
すか生活侵害と一応訳しております  
が、ドイツでイミシオンとか、英米で  
ニューサンスとかいろいろな、そういう  
う隣人の生活妨害という点をもつて考  
えていく必要があるだらう。それから

またさきほどの境界線からの距離にしましても、空地地区と密集した地区とでは距離を変えていいらしい問題があります。そういうふうに近代化し、あるいは具体的な事情に応じて個別化したような規制を、将来基準法の中に取り入れていくということを考えていいたらうと思いません。ただその場合に民法の規定は、民法の規定としてやはり近代化しながら残すべきだと思うのでありますし、この確認の方は役所と確認を受ける人との関係だけですから、隣の人が文句を言う場合に、やはり民法の規定がないと困る。民法の規定があれば隣の人が変な建物を建てたときに、それをこわせとかどうしてくれといふ請求権が民法に基いてできてくるわけですから、民法の規定は残るのでは、その点では民法と基準法と二本建になると思いますけれども、しかし基準法の中に民法で要求されているようないく趣旨を取り入れていくことは、十分考えられると思います。これに対しても、そういう私人の権利関係には確認といふよなことで立ち入るべきでない、というおそらく理論的な反対が法律家などの間にはあり得ると思われます。まあしかし、そういう理論といふものは、私は、あまりそういう抽象的な議論で片づけていくべきじゃないと思うので、実際に便利なようにやつてしまえばそこでまたおのずから新しい理論を考えていけばいいので、あまり根本的に改正するということはなかなかむずかしいだらうけれども、将来の方に向としては十分考えられるべきだとうのが結論でございます。

○田中一君 御意見の中の将来の問題としてこの問題を考えるべきだということをいつておりますけれども、もちろん建築主事は民法上の規定を強制したりするようなことはできないと思いますけれども、少くとも今日建築基準法の不備というものが認められておるならば、行政指導でもその間違いが間違いであるということをただすことぐらいはしてもいいのではないかということが一つ。  
それから先ほどおっしゃつてあるように、他人の土地であつても何でありますと確認申請が出ますならば、技術的に見て建築基準法に違反してなければ全部許可して、確認申請書に対する確認をするわけです。だからどこに建てようとそれは自由なんですね。現に当委員会でも先般質問したのですけれども、農地に平気で建てております、宅地になつておらない農地に。従つてそういう場合には、建築基準法がいわゆる申請書に対する確認という方法が、一つの犯罪に手助けをしているような形になる場合もしばしば見受けられるわけなんですよ。そこで行政指導といふ面で、それらのものを加味した指導、これは一向差しつかえないのですが、さいますが、今たとえば、建築主事は建築基準法の行政を執行すると同時に、民法等を十分知つておるでございましょうけれども、それらに対し助言をするとといふやうな形のものが持たれれば、これは間違いが起きないと思うのです。これが一つの問題。  
またもう一つの問題は、どこにどう建てるかということの実地検証をして、むろんこれは空地の制限その他のござりますから、図面上の問題ばかりで

なくて、実地に現地に行つて、建てる場所を確認するということが必要ではあります。その面が正しいか正しくないかもおそらく登記所へ行って土地台帳でも調べるということはしないと思うのです。そういう点については将來これを直すなんていらうものでなくして、日常生活の生活の身辺に常に常に起きる問題なんです。これは終戦後新しい建築基準法が生まれたから、ことさらそういう問題が起きる傾向があるのです。たとえば戦後の短かい期間のように、一々この建築の延べ坪の制限等がありまして、一々やったかやらぬか見にきて摘要するということはどうしてもやっておりました。それから他人の土地へ黙って家を作つたり何かするのですから、そういうことをしてほんとうに住宅の窮屈時代に市民を奢かれていました。だから特權時代ではなくて現在の問題では、建築主事がそこまでのものを考慮してしなければならぬというような行政指導法律改正ができなければ行政指導、望ましいのはどこかに一行そちらのものを入れて、民法ばかりじゃない他の法律のこれに関するいろいろな権利義務関係が、間違いのないようになります。精神規定でございましたが、今の制度は今の制度の参考人(加藤一郎君)今確認についていろいろ不備な点があるというお話をいたしましたが、今この制度は今までいいです、何かそういうものを入れられるというような余地はありませんか。

度として一応筋は通っていると思うのですね。確認といふのはまだ建築基準法で許可を受けなければならぬだけを見るので、ほかの方はそれぞれの法律にあるわけだから、そつちは見ないというのは、それが大きくなれば不備といふかもしませんけれども、今の建築基準法としては一応それで筋を通していふと思うのです。ですから主事とすればそこで命じられておるものだけを見ればいいわけなんで、そのほかの点は別に主事がいいといったからといってよくなるわけでもなし、ほかの点はほかの問題として片づけるということでは筋は通っていると思うのです。それから主事の人数であるとか、いろいろな現在の主事の置かれておる状態からして、一々現場へ行つて確認するということも困難な点があると思うのですが、これは必要がある必要だと思ひますが、全部見ろといふことを要求するのも少し無理なような気がするわけです。そうして今的精神規定というよろんなものを入れるかどうかという点ですが、これはどうも私の考へでは、もしやるとするならば基準法の建前が相当變るわけだと思うので、やはりならばもう少し徹底して……一応その基本的な性格が變る問題だと思うのですから、精神規定を入れただけではどうにもならないよう気がするわけです。ですからやるとすれば近い将来にそういう建前を変えるということを検討するということはけつこうかと思うのですが、今すぐ精神規定だけをこの中に入れても、予期され るような効果は必ずしも發揮せられない。といいますのはやはりそういう

ものを入れても、今の基準法の建前から  
はずれば申請があればやはり確認しな  
ければならない。それで相手ががん  
ばっておられれば、七日なり二十一日  
なりに当然確認しなければならないと  
いう義務がやはり主事に生ずると思う  
ので、規定を入れただけでは救われな  
いのじやないか。規定を入れますと建  
築基準法の建前にやはり触れる問題で  
すから、それだけではどうかというよ  
うな感じがいたします。

かをかわりにやらせればいいということもありますけれども、私の考えでは東京なんかはなるべく見なければむづろいじゃないと思うのですが、全国的にかなり離れた所なんかもあるし、また問題ない所もあると思うので、全國的にそれを要求することは無理だらうという意味でござります。

かと思うのです。故意にやる人もあるかもしない。これはむろんそういう故意でやっている者こそ、それを建築基準法だけでなく、別の法律で規制すべきものは指導は得ると思うのです。ことに善意でやるような場合も、間違いを授ける場合もあるわけなんですね。それが法律が出れば、知らないでも違反すれば罰せられるのが当然であります。当然でありますけれども、ことに日本のように一坪の土地が相當に

でのものをとつておる。それを今度の法律改正で一千円から一円万円まで上げよう。当然その手数料は、十坪の木造の建築といえば割合に労力もかからない。鐵骨、鐵筋とかはたくさんの労力がかかるわけです。われわれの家庭、住宅、ことに中小業者の密集地域のよくな場合、これくらいのものはたとい申請の件数が多くなるとも、現地に行つて周違いを侵さないような、平和な社会を作るように方法をとることは

てはそういうことをやっておられる所もあるのじゃないかと思うのですが、ただそれを今の基準法の建前からいと、義務として建築士に課すると、ることは無理な点があると思うのです。現在の確認の性質といふものが、さき申しましたような非常に技術的な点に限られているという点がございますから、義務として法律の中でいきなりそういうことまで命じたり、こまかい規定なしにまだ建築士はそういう責

○田中一君 今、加藤さんから現在の実情では、建てる土地の確認といいますか、を行うことは無理であろうといふ御発言があつたのですが、それはどういう意味ですか。

法を変えて、ある点までのそうちで確認に要する基礎調査と申しますか、そういうものの権限の委譲といふか、委嘱といふか、一数力方にあります。大体におきまして自分で製圖をし自分で届け出をするなんといふ

高い価値を持ったりするような場合には、これはそういうことがほんとうの悪意じやないけれども、そこに首点をついてすらすらと入り込む危険が多分にあるわけです。従ってせめて実際建てる土地を、いろいろな形の法律から見

行政指導として当然じゃないかと思うのですよ。それについてどうお考えになりますか。あなたが、今の状態ではそろした上地まで調べるといふよくな余裕がないのではないかとおっしゃるから私は言うのですが、方法は幾らで

確認して、どうすることをやめたかなどを聞くことは、ちよつと今のやり方では無理だ、つまり義務として課するのは無理だとと思うので、指導として建築士の心がまさとして注意をしたり何かするのには大へんけつこうなことだと思つてあります。

ということはおそらく不可能な状態じゃないかと思うのです。これはもつと主事をぶやせといふ問題になるかも知れませんが、今の状態で全部当るということはちょっと無理じゃないか。中には見なくてもある程度わからなか

が常道だらうと思ひのです。もしも少  
たらずらに法の運用、たとえば民法の相  
定あるいは建築基準法の規定等に別々  
にあつて一つの姿になつておるのだだと  
す。むろん法律できめておりますよ  
に、建築士を使って手続をしているの

断を建築主事がすべきではないかと思うのです。権限があるなしの問題じゃなしに、指導すべきだと思うのです。間違いを犯してはなりませんんといつて、民法の条文によつて訴訟を起してもこれはいたずらなる訴訟なんです。

画面だけ見ればいいといふものではないのです。だから建築基準法の建築そのもののに關して、都市計画との関連を含めた政治性がある建築行政といふものに持つていかなければならぬ、ということを建築家の諸君も書っているわ

○田中一君 しかし建築基準法の中に、都市計画の見地から、空地の間隔問題は、言るのは一向違法ぢやないと思う。

るものもあると思うのですが、なるべく現場に行って見るようにならといふことはけつこうだと思うのですが。

○田中一君 今、現在私は世田谷区に住んでおりますが、世田谷区の区役所には主事が何人おつて、また主事が

いうことは、他の法律の例から見ても了承いたしますけれども、いたずらに毎日のように自分の身辺に隣人とのトラブルがあるということは、これは政治の一番悪いことなんですよ。問題は運用の問題だと思うのです。従って、

話し合えば、あ、自分の間違いであつたということを発見する人も多くいるのです。一々訴訟でききつけるといふなら、これは行政官は要らぬわけです。立法の建前が違うからといって、実際の社会生活にわれわれが当面する

けなんです。その点については、それは権限を侵すものであるとか、あるいはそういうことはいたずらな助言であるとか何とかいうような、どういうお考えを持っておられるのでしょうか。

またすべきだと思うのです。申請に対する確認といらものはどこまでの範囲をいつていいるか、ただ判を押せばいいことじゃないのです。実態にして十分調査をして、よろしいとななければならぬのです。ことに法律に

○参考人（加藤一郎君） 詳しいことはよく存じませんけれども、全國に置かれている主事の人数といふのは、かなり少いよう聞いておりますが、それは主事が自分で行かなくても、だれか

いのうで、さやかに船を出  
ば数十万といわれてゐる建築士がいる  
のです。これらに対してそうした意図  
の委嘱といいますか、実地のそうちな  
あらゆる点を総合した判断を持つてま  
らって確認する方法もあるのじやない

現行法ではそれは五百円から三千円まである程度の権限を譲りて、あるいは委嘱してやればいいのですよ。現に確認手数料といふものをとつております。

家を建てようとする方々に、建てる場所や構造など、何處かの問題で迷っている方が多いです。そこで、この機会に、建築の基礎知識や、建てる場所の選定、構造設計などの基本的な考え方について、簡単に説明します。

合に確認といら行為がただ単に書類などの問題であるということに限らない、と思うのですよ。だから当然見るべきだ、というようなお考えはあなたの口から出ませんか。見た方がいいんじゃない

かといふのも、先ほど見た方がいいけれども、見る何といふか、今の建築主の状態では困難であるといつてはいるのですが、見るべきであるといふこと、ないと思うのです。見るといつても相手が聞かんで頑張っておれば、今の基準法の建前から確認して参らなければならぬ義務があるわけですね。注意をするのは大いにけつこうだと思うのですが、注意をしても法律的な効果のない單なる忠告に過ぎないということに、今の基準法の建前ではなっていない。それを変えるといえば基準法の性格をかなり変えなければならないのでは、やはりこまかい規定をある程度置いて相当全体的に考えなければならぬといふ。今の建前で見るのはけつこうだとも思ひますが、必ず見ろ、必ずその点を注意をしろといふことまではちよつと言えない建前になつてできていると思うのです。

いのです。だからそうではない、指導面で可能ではないか、またそうしなければならないのじやないか、平和な社会を作るのはそししなければならないのじやないか。こう思うのですが、たゞ法律の限度ではどうにもならないといふことになると、この法律は悪法なわけです。社会生活については、ことに平和を守る法律ではなくなってくるわけですね、こうなつてくると。

○参考人(加藤一郎君) この法律が悪法といふことよりか、今の全体の組織がうまくいっていないということの方々がむしろ適切だと思うのですが、方々に権限が分れていて、たとえば農地の方は農業委員会の方で見るといふように、権限が分れていてそこがうまく統一されない。建築基準法そのものが悪法だといふよりも、むしろその権限分配がうまくいっていないということだらうと思ひうるで建築基準法だけの責任ともいえない点があると思うのであります。ただおっしゃるようにもしやるとすれば今のような農地関係あるいは建築基準法との関係とか、いろいろそり一方面との個別的な折衝とか、あるいはそれをどこまでこっちに取り入れるかということを、個別的に考えて整備していく必要があると思うのであります。ですからがない今の状態がそのまま悪法ともいえないと思うのでありますが、そういう点は将来大いに考えていくべき点だらう。たとえば農地の場合についても建築主事の方で気がつけば農業委員会に通知して向うからチエックしてもらおうとか、何かお互いの連絡というものをもつて考えるべきです。理想的なことをいえは、どこかで懸念が一本で統

一されていれば、国民の方としては非常に便利だということになるだろうと思ひます。

○田中一君 最後にもう一つ伺います  
が、そうすると、農地の場合には話し合つてそういう問題はないようになります。話し合つて連絡をとつてお互いにそういう問題がないようになります。ということを政府は答弁しているのです。  
民法上の問題については相手がないものだから……。

○参考人(加藤一郎君) 相手がないから、ですからやはり先ほど申しましたように、民法の中で個別的に検討をして、こういう規定は建築基準法で一律にみてやるべきだというものを個別的に検討して、そうして必要なものは建築基準法の中に取り入れていく。あとは民法の方にまかすといふような取扱いがある程度必要だと思うのであります。ですから今のようない農地の場合のように、行政官庁の間の話し合いで片づけるというわけにいかない問題でありますから、これはやはり将来の立法の改正に待たなければならぬ点だと思ひのであります。

○田中一君 改正に待たなければいかぬということで待つてはいるよう段階でないのです。だからそれをどういう方法をとつたならば、そういう隣人間のトラブルがなくなるといふような方法があるかということなんですが、今言つてはいる行政指導で話し合うのもいいし、また建築主事は民法の規定といふことも知つてはいるはずですから、確認をすればよろしい。この場合にはこらしなければならぬのですよとか、こうですよとか。国民は善良なものであるという前提に立とうとするには。こ

は法の建前なんですよ。だから民法上あるいは農地法、その他各法律のいろいろな制限というものを、あるいは確認を出すときに、もつとこの問題はどうですか、この問題はどうですか、ということを質問してもいいわけんですよ。おそらくそういうことをほしてないから問題が起きるのです。そうして先方から、先方というのは何といふか、悪意ある申請人はその法の盲点といいますか、くぐつてやる場合もあるのですね。そういう場合にはことさらに確認をする際に十分注意をして、あるいは場合によっては隣人を呼び出して、この問題は話し合ひがついているかということくらいは聞いたっていいと思うのです。手が足りなければ今言つたように建築士に代行さしてもいいじゃないか、そのためには建築士といふ一つの資格を与えているのですから。そういうふうにすれば当面の問題は解決するのじゃないですか。

しということで非常に問題がある。だから一律にそこで注意をすべきだといつても、今の民法の規定をそのまま持ってきたのではやはり工合の悪い点がある。これは民法の規定の改正ということを将来考へなければならないと思うが、ですから、農地の場合と違つて相手のない仕事ということにはなるが、具体的にいえば結局法務省が民法の所管省ということになつておるので、法務省との折衝で民法の規定をどうするか、民法の規定に盛られている趣旨をどの程度基準法の中に取り入れるかということは、具体的にいえば法務省と折衝した上でそれを考えていくべきであるということになるかと思います。

が助言し指導するということにつきましては、建設省の方でも今後十二分に気をつけて指導いたしたい、こういう考え方でやつておる次第でございまして、法務省の方としてはそらした問題についても、法律上の私権に関するところについて話し合ひはまだいたしておりませんであります。

○田中一君 従来から建築基準法ができて約十年になつておる。その間にそくしたいざこざが全國的に相当あつたと思う。私の近辺にも三つ四つあるのですから、最近に、實にたくさんの方例として。そしてそれをどう解決するかという問題はやはり建設省でも考へなければならぬと思ふ。そういう訴訟が起きてても、訴訟は建設省を通つて裁判所の方に行つてしまふのですから、別にあなたの方には関係はないので事例はわからぬでしようが、自分の方は確認すればいいといつて済むかもしれないが、そのため起きる社会生活の平和を乱すことは大きいのであります。だからそういうような意見の交換をしたことがあるかどうか。おそらく今この政務次官の話ではしていないでしょ

う、していなといふ答弁なんですか、それは。

○政府委員(徳安實藏君) この法律の建築基準法ばかりではなくに、ほかにも

そういう例はたくさんあるそうでございませんから、政府間におきましても、次第でござります。これは、ひとり建築基準法ばかりではなくに、ほかにも

そういう例はたくさんあるそうでございませんから、そこには、善意な諸君でも罪を犯す。そういうことが、身辺にしまして、しかし、国民は、

そういうことを知らないわけでござりますから、そこには、善意な諸君でも罪を犯す。そういうことが、身辺にしまして、しかし、国民は、

そういうことを知らないわけでござりますから、そこには、善意な諸君でも罪を犯す。そういうことが、身辺にしまして、しかし、国民は、

そういうことを知らないわけでござりますから、そこには、善意な諸君でも罪を犯す。そういうことが、身辺にしまして、しかし、国民は、

そういうことを知らないわけでござりますから、そこには、善意な諸君でも罪を犯す。そういうことが、身辺にしまして、しかし、国民は、

そういうことを知らないわけでござりますから、そこには、善意な諸君でも罪を犯す。そういうことが、身辺にしまして、しかし、国民は、

そういうことを知らないわけでござりますから、そこには、善意な諸君でも罪を犯す。そういうことが、身辺にしまして、しかし、国民は、

そういうことを知らないわけでござりますから、そこには、善意な諸君でも罪を犯す。そういうことが、身辺にしまして、しかし、国民は、

そういうことを知らないわけでござりますから、そこには、善意な諸君でも罪を犯す。そういうことが、身辺にしまして、しかし、国民は、

面から見ますと、先ほどのお話をつけておきますが、法律がみんな別個な性格を持つておられます。関係から、まあトラブルがしばしば起きているという

ことにつきまして、私どもは非常にけんか持つて、先般米から研究も、調査もしているわけであります。

けれども、長い間の、この法律の関係で、法務局におきましても、また法務省におきましても、建前が、はつきりと、おのおのこの分限というものがき

まつておつて、農地の問題にいたしましても、農地をいたずらに宅地にしようと、おおのたときには、農地法でや

うのだと。それは基準法でやるべきでないといふような、ほんとうの法律専門家の考え方で、こういう筋が達成され

るのでございまして、しかし、国民は、

そういうことを知らないわけでござりますから、そこには、善意な諸君でも

罪を犯す。そういうことが、身辺にしまして、しかし、国民は、

そういうことを知らないわけでござりますから、そこには、善意な諸君でも

罪を犯す。そういうことが、身辺にしまして、しかし、国民は、

民生活の実態に即するような考え方になすべきではないかという気持ちはあります。

○田中一君 ためじやないか、徳安君、そんないかげんな答弁をしたのでは。僕が言つてるのはですよ、何も相談などしたことはないのですよ。

○政府委員(徳安實藏君) だめじやないか、徳安君、そんないかげんな答弁をしたのでは。僕が言つてるのはですよ、何も相談などしたことはないのですよ。

それは、法務省と一緒に相談をして、それも先般、農林省の方と話しますと、先般答弁したのですから、しゃくし定木に、法律のことを、法律の権限を言つてゐるのじやないので

す。社会生活に非常な悪影響があるから、そうした面について、今までの事例に基いてですよ、何か相談したことがないかどうかといふことを伺つてゐるのですよ。したことははずなんですね、今の御答弁では。

問題は、あなたの方に火をかぶらないければいいといふことじやないのですね。したことははずなんですね、今の御答弁では。

問題は、あなたの方に火をかぶらないければいいといふことじやないのですね。したことははずなんですね、今の御答弁では。

○政府委員(徳安實藏君) 先般來から、まあ御意見ございまして、私の方でも、御答弁申し上げておりますが、法律の問題につきましては、正式に取り上げて、話を正式に持ち込んだわけではございませんけれども、この

○参考人(加藤一郎君) 今この点に関連しまして、先ほど、具体的に法務省と話しあればいいと申しましたのは、私は改訂につきまして、今申し上げたよ

うな、あるいは御疑惑がありますよう

うな点につきましては、相当法務局なり、法務省とも、話し合いをして論議

はいたしておるわけでござりますけれども、しかしその論議が、実を結ばな

いという段階でございまして、やむな

も、今後、農地委員会と話し合つて、そういう困難がないと答弁したと同

く引き下つておるわけであります。

法務省が、もちろん法の所管だ



○政府委員(鶴田治君) この工事の施工停止の命令でござりますが、これは現行法におきましても、工事の施工の停止命令は出るようになつておるわけではございません。

しかししながら現行の規定におきましては、まず違反しておるということを相手に通知をいたしまして、それで相手から異議の申し立てがあれば、公開による聴聞をする日を公示しまして、それで公開による聴聞をやりまして、その上で本命令が出る。その本命令の違反のときに、初めて現行におきましては十万円以下の罰金という罰則の規定が働くといふようになつておるわけですが、ござります。

領しましてそらへた。ます事前に通知を出す。それから通知を受けるまでに相当日がありますが、それからちらりと議の申し立てがある。それでまた公開による聴聞を行わなければならぬ。それには、前もって予告をしなければならない。その間に、建物が、どんどん仕上つてしまふ。かりの命令は、現行の規定でありますようになつておるわけでございましてけれども、現行の規定のかりの命令では、罰則の規定は動かないようになつておるわけでございます。

従いましてこれはそらへた法の威儀にかかるため公益上非常に害のある工事をやつておるという場合に、これは何人か見ても納得できるような違反工事を指すわけがござりますが、その場合は、事前通知であるとか、公開による聴聞といふような手続を出さざるに、本命令を最初から出すというわざでござります。

それで工事の施工停止命令が出ますて、停止した人には、この罰則は効かないわけでございます。構わずに、罰金ぐらいこわくないといふので、罰金覚悟で建物を仕上げてしまはるといふような、悪質な違反者につきまして告発をしまして、場合によれば、その実態に応じては、六ヶ月以下の体刑をもつて得ないじやないかといふように考えたわけでござります。

○内村清次君 そこで、そういうたる悪質な工事施行者に対するましては、手続がある。しかもまた、そういう違反建築も、確かにこれは、明らかに中止をすべき違反行為であるということも、今日は承認されておりますが、しかし、それでも違反建築をやるといふものが、その体刑という問題で、あなたの方では告発するということになるような御説明でございますが、そういう方では告発するということになるよたやはり事例は、たくさんありますか、過去において。

○政府委員(釋田治君) 違反の命令を聞かないで、そのまま続行したというので、従来のまあ罰則は、罰金刑でございますけれども、告発処分をされた例はござります。

ただいま、先ほど内村委員からお尋ねの点で、資料が参りましたので、一部の資料でございますがお答え申し上げます。

三十二年度における五大市及び八都道府県の調査によりますと、是正命令を出したものの四百件のうち、告発したものは二十件となつております。告発後の状況は、現在控訴中のものが多く、罰金刑の確定いたしたものば二十件のうち九件でございます。

○内村清次君 そこで罰金刑なら、これは建てた方がいいのだ、たとえ判決

それで工事の施工停止命令が出来ます。停止した人には、この罰則は効かないわけでございます。構わずに、罰金ぐらいこわくないといふので、罰金で建物を仕上げてしまはるといふより、悪質な違反者につきまして告発をしてしまして、場合によれば、その実態に応じては六ヶ月以下の体刑をもつて得ないぢやないかといふように考へたわけでござります。

○内村清次君　そこで、そういうたゞ質な工事施行者に対しましては、手続がある。しかもまた、そういう違反建築も、確かにこれは、明らかに中止をすべき違反行為であるということも、今回は承認されておりますが、しかし、それでも違反建築をやるといふものが、その体刑という問題で、あなたの方では告発するということになるよう御説明でございますが、そういうたゞはり事例は、たくさんありますか、過去においてはござります。

○政府委員(稗田治君)　違反の命令を開かないで、そのまま続行したというので、従来のまあ罰則は、罰金刑でございますけれども、告発処分をされた部の資料でございますがお答え申し上

が下つても、罰金刑であるからして、そういった罰金刑は、予想しながら建てるといろいろな件数が多ければ、これは法秩序の建前から、あるいはまた今後のまた建築物に対する市街地の要請とか、あるいは他人に迷惑をかける、あるいは公益に迷惑をかけるという立場から、これはしなくてはならないが、大体罰金刑をこうむつたならば、たとえば責任者の意図の通りに是正されていくという原則があつたならば、私は無理にその体刑という問題は、必要はないのではないかといらような感じを持ちますが、この点はどうですか。

○政府委員(鷲田治君) 全国におきましては違反建築物を建てる建築主の中には、かなり悪質なものがあるわけでござります。

それで、もちろんこの処分といいたしましては、こういつた罰金刑なり体刑の司法処分ばかりでなしに、行政処分としてのあとの建物に対する使用禁止であるとか、あるいは改築命令であるとか、いろいろ行政処分が伴うわけでございますけれども、御承知のように行政処分を強行し確保する手段としましては、行政代執行法によつてやるわけでござります。そうしますと、命令を出した行政処分の中には、不作為行為なり作為行為なりあるわけでございますが、その中には代替性のないつまり行政官庁がかわつてこれを執行のしようのない処分等もあるわけでございます。従いまして法に必ず合わせるというのには、かなり命令違反といふものにつきまして、一応の、片方に罰則がありませんというと、行政代執行で、できない行政処分の命令もござい

が下つても、罰金刑であるからして、そういうた罰金刑は、予想しながら建てるといらうような件数が多ければ、これは法秩序の建前から、あるいはまた今後のまた建築物に対する市街地の要請とか、あるいは他人に迷惑をかけるといふ立場から、これはしなくてはならないが、大体罰金刑をこうむつたならば、たとえば責任者の意図の通りに是正されていくという原則があつたならば、私は無理にその体刑という問題は、必要はないのではないかといらような感じを持ちますが、この点はどうですか。

○政府委員(鷲田治君) 全国におきましては違反建築物を建てる建築主の中には、かなり悪質なものがあるわけでござります。

それで、もちろんこの処分といいたしましては、こういつた罰金刑なり体刑の司法処分ばかりでなしに、行政処分としてのあとの建物に対する使用禁止としては、いろいろ行政処分が伴うわけでござりますけれども、御承知のように行政処分を強行し確保する手段としましては、行政代執行法によつてやるわけでござります。そうしますと、命令を出した行政処分の中には、不平施行

ますので、今回、そういうふうに改善を加えたわけでございますが、もちろん体刑六カ月以下になつておりますが、これも、最高の限度としてなつておるわけでございます。

○内村清次君 この点は、私たちも国外の事例その他見まして、不法建築を一夜のうちに作りあげる、しかもそれがあ、交通路面に非常に接触をして往来を妨害をするというような点も、よく聞いておりますけれども、だんだんそういうふた不法建築が、今後的情勢としては多くなつてしまわないかという感覚じも、それは一面あります、事例としてですね、体刑をせぬでも、罰金を相当多くして、それを防止することができるは、その方がいいのではないか、こう感じておきたい。これは要望いたしております。

○政府委員(徳安實藏君) 今の御要望でござりますが、私どもこの法改正に当りまして、なるべく罰則を重くするというようなことは、あまりいいこととございませんから、いろいろと調査もしておきたい。調査もさしたわけでございますが、先ほど、局長が御説明申し上げましたように、件数も相当ござりますし、三十二年度の調査によりますといふと、全国で違反建築物の件数が約一八万八千、しかも、そのうちの六千といふものが全くの無届け建築違反であるといふような点、それから少しうらの罰金は受けましても、建ててしまつて、そしてほかに充つてしまえば、その方が得だというふうなひどい人が、非常にふえて参りまして、そしてかり

ますので、今回、そういうふうに改善を加えたわけでございますが、もちろん体刑六カ月以下になつておりますが、これも、最高の限度としてなつておるわけでございます。

に工事の中止の命令を出しましても、張り番をして見ておるわけではあります。せんから、受け取りまして、二日や三日のうちに建築ができてしまふ。そして善良なものに充つてしまふので、建てた人間がわからないといふことで、非常にこうした問題が頻発しております関係から、やむを得ぬで、月の問題を、私どもも了承したわけですがございまして、お説のようにできるところ、こうした重い罰を課さなくては、これにこしたことはないと思つておきましても、軽い罰金刑ぐらいで処置ができるわけではありませんといふと、他にも善良な国民に弊害を及ぼすといふようなことを考えますといふと、他にも善良な国民に弊害を及ぼすといふようなことを考えておきまして、これを放任しておきませんといふと、いった建蔽率の問題が提起されております。これは昔に返るわけですね。

に工事の中止の命令を出しましても、張り番をして見ておるわけではありますまい。せんから、受け取りまして、二日も三日のうちに建築ができてしまふ。そして善良なものに充つてしまふので、建てた人間がわからないといふことで、非常にこうした問題が頻発しております関係から、やむを得ぬだらうという気持になりまして、六ヵ月の問題を、私どもも了承したわけでございまして、お説のようにでありますとなら、こうした重い罰を課さなくては、軽い罰金刑ぐらいで処置ができるれば、これにこしたことはないと思つておりますが、事態が、どうも悪質なのがふざまして、これを放任しておきますといふと、他にも善良な国民に弊害を及ぼすといふようなことを考えますとして、やむなくこうした重い罰則の規定を加えたわけでございます。



ないようでございますが、討議は終結したものと認めて、御異議ございませんか。

〔「異議な」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(早川慎一君) 御異議ないと  
認めます。  
これから採決に入ります。土地区画  
整理法の一部を改正する法律案を問題  
に供します。本案を原案通り可決する  
ことに賛成の方は挙手を願います。

九州地方開発に関する問題は、去る昭和三十二年十二月の通常国会において、「九州地方開発に関する決議」が溝場一致をもつて可決せられたのであります。この決議の趣旨等からも明らかでありますように、今日、九州地方は、地方ブロック的開発を必要とする多くの問題を抱えております。すなわち、九州地方のうち、とくに南九州は産業発達の程度が低く、所得水準の面からみましても、全国で最も後進的な地域

国が、その開発促進計画を作成し、これに基く事業を円滑かつ強力に実施し得るような基本法の制定が、ぜひとも必要であると存する次第であります。

これが、この法律案を提案する理由であります。次に、法案の要旨について御説明をいたします。

が、政府は、開発促進計画を実施するためには必要な資金の確保をばかり、かつ、財政の許す範囲内において、その実施の促進に努めねばならないと規定いたしております。

以上が、この法律案の要旨であります。しかし御協賛あらんことを切にお願い申し上げる次第であります。

○委員長(早川慎一君) 本法案に対する質疑は、次回の委員会において行うことといたします。

本日は、この程度において散会いたします。

午後零時二十三分散会

三月十日本委員会に左の案件を付託された。

一、首都高速道路公團法案（予備審

監査のための付託は十二月廿日

三月十一日本委員会に左の案件を付託

一、熊本県行末、友田兩河川改修工

事促進に関する請願（第一一七）

九号

律案反対に關する請願（第一二〇）

七號)(第一二〇八號)

## 工事促進に関する請願（第一二二）

一、建設業法施行令第一條改正に關  
四号)

## する請願(第一二六七号)

国道四十一号線中岐阜県神岡町  
地内東茂井橋架替等に関する請願

(第一二六八号)

滋賀県を特定多目的ダム法に規定する関係府県とするの請願（第

(二七三)

第一一七九号 昭和三十四年二月二  
十六日登陸

十九自受理

に閑する請願

三十二年十二月の通常国会において、「九州地方開発に関する決議」が溝場一致をもって可決せられたのであります。が、この決議の趣旨等からも明らかでありますように、今日、九州地方は、地方ブロック的開発を必要とする多くの問題を抱えております。すなわち、九州地方のうち、とくに南九州は産業発達の程度が低く、所得水準の面からみましても、全国で最も後進的な地域でありますし、また、本地方は全体として台風の常襲地帯であり、その大部分が、特殊土壤等の劣悪な自然条件下にあるのであります。さらに、北部九州の産業の実態についてみますれば、戦後における生産基盤並びに市場条件の悪化等のため、諸産業の发展は漸次停滞の傾向に陥り、全体として戦後の発展は、他地域の发展傾向とは逆に、停滞ないし後退の傾向を示しておるのであります。

しかも本地方は、かかる多くの問題を内包する反面、有明海、屋久島、中部脊陵山脈地帯等に大規模な未開発資源等が残され、その他地下資源、農林水産等の重要な資源の有効な開発が遅々として進まぬ現状であります。

従つて、九州地方としては、特に新しい南九州の後進性の引き上げに重点を指向しつゝ、さらに九州地方全般の産業経済の停滞性を打破するため、広域経済的見地から、特に重要な、これら資源の開発並びに産業基盤の整備等の事業を促進して、国民経済の發展に寄与いたしますことは、国家的にきわめて緊要なことと存します。

しかして、本地方におけるかかる資源の総合的開発を促進するためには、

これが、この法律案を提案する理由であります。次に、法案の要旨について御説明をいたします。

第一は、内閣総理大臣は、九州地方開発審議会の審議を経て、九州地方開発促進計画を作成することといたしております。

この開発促進計画は、九州地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画であります。が、資源の開発と一緒に國土の保全に関する事業等は、開発計画の前提として、当然、含まれることとは申しません。

第二は、九州地方開発審議会に関する設置、所掌事務、組織その他必要な事項について規定をいたしておりますが、部会の設置その他審議会の具体的運用については、政令をもつて定めることにいたしております。なお、審議会の設置に要する昭和三十四年度の予算としては百万円が計上されております。

第三は、開発促進計画に基く事業の実施及び調整についてであります。開発促進計画に基く事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従って、國、地方公共団体その他の者が実施するものとし、經濟企画庁長官が、毎年度の事業計画及び資金計画の調整を行うこととしたのであります。

第四は、開発促進計画の実施を促進するための措置に関してであります。

が、政府は、開発促進計画を実施するためには必要な資金の確保をはかり、かつ、財政の許す範囲内において、その実施の促進に努めねばならないと規定いたしております。

また、開発促進計画に基く事業の実施促進に伴う、地方財政再建促進特別措置法との関係については、財政再建団体及び財政再建法準用団体である県が、開発促進計画に基く事業を円滑に実施でき得るよう、自治府長官が、財政再建計画の変更の承認に当つて、特別の配慮を行わねばならないと規定いたしましたのであります。

次に、これらの事業実施に当つて、第十二条に規定する県にかかる国の負担または補助の特別措置の問題であります。昭和三十四年度予算においては、財源の裏づけを得るに至りませんでしたので、昭和三十五年度以降において所要の改正を行うことにいたしまして、付則第二項のことき規定を設けたのであります。すなはち昭和三十五年度の予算の編成に伴つて、重要な事業については、九割を限度として、国の通常の負担割合を二割程度引き上げる措置をとり、もつて開発促進計画の実施促進を期している次第であります。

以上のほか、この法律の制定に伴い、必要な関係法律の一部改正を行つことにいたしております。

なお、付則第二項においては、財政再建団体及び準用団体たる県につき、特別措置をとることになつております。だが、衆議院において、同項中の「第十二条に規定する県」を「九州地方の県」と修正せられたことを申し添えておきます。

以上が、この法律案の要旨であります。  
が、何とぞ、慎重審議の上、すみや  
かに御協賛あらんことを切にお願い申  
し上げる次第であります。

○委員長(早川慎一君) 本法案に対する質疑は、次回の委員会において行うことといたします。

本日は、この程度において散会いたします。

午後零時二十三分散会

請願者 熊本県玉名郡岱明村  
紹介議員 森中 守義君  
長 村上健次郎外一名  
こう水時はもろ一時的強雨でも破壊することが普通となり、これが改修は地元民の永年にわたる念願であるが、今回農林省において行末川河口の潮止めひ門及び海岸堤防等を有明地区直轄海岸保全事業で昭和三十四年度から着工が決定されたことは行末川改修と直接密接な関係にあるから、農林省の有明地区直轄海岸保全事業と並行して本事業の早期着工が実現できるよう特別の配慮を図られたいとの請願。

---

第一二〇七号 昭和三十四年三月二日受理

公營住宅法の一部を改正する法律案反対に関する請願

請願者 東京都北多摩郡久留米町門前金山四三八林田哲夫

紹介議員 田中 一君

公營住宅法改正案は、第一種住宅入居者でその収入が三万一千円から四万円までは二割、四万円以上は四割、第二種住宅入居者についても、その収入一万六千円から三万一千円まで三割、三万二千円から四万円までは五割、四万円以上は八割の家賃値上げを実施し、三年たてば強制的に転出させようとするものであつて、公營の主旨に反するものはなはらしいものである。元来公營住宅法には、「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し……」との明文があるにもかかわらず、公營住宅の現状は全くひどいもので、修理のごときはほとんど自費で行つてお

り、これ以上の家賃値上げは不當きわまるものである。また、収入調査を公正正確に行うこととは不可能に近いことで、これを強行するなら人権侵害が生ずるとも考えられる。さらに、公営住宅の家賃値上げは必ず他の一般住戸の土地、家賃の値上げを誘発し、ひいては一般物価の値上げをきたすことになるので、反対であるから、本改正案を廃止せられたいとの請願。

市以北佐久間町を通じ愛知県境に至る部分に対しては急速に全面的改修の計画を樹立すると共に、本路線中特に不良箇所については猶予を許さぬ現状にあるから、すみやかに全面的改修工事を実施せられたいとの請願。

国道名古屋富山線は、中部と北陸の両経済圏を結ぶ重要路線であるが、本路線中岐阜県神岡町大字東茂住地内の東茂住橋と漆山地内の中の谷橋の二橋が腐朽はなはだしく、ブルトーザの渡橋不可能の状態であるため、全線にわたる除雪ができず、一級国道であるにもかかわらず冬期期間は全く交通が途絶している有様であるから東茂住、中の谷橋をすみやかに架け替えられたい。また、神岡町から古川町方面に通ずる国

ることのできないばかりか、むしろ巨  
対現象を呈するに至ることを恐れるから  
ら、すみやかに本原を特定多目的ダムの  
法に規定する関係府県とせられたいと  
の願願。

第一二二〇八号 昭和三十四年三月二日受理  
公営住宅法の一部を改正する法律案反対に因する請願 請願者 東京都小金井市小金井一、〇二八公営住宅北多摩地区連絡協議会 紹介議員 島 清君 内寺本正男 この請願の趣旨は、第一二二〇七号と同じである。  
第一二二三四号 昭和三十四年三月三日受理  
二級国道飯田浜松線一部改修工事促進に関する請願  
請願者 諸岡県天竜市長 熊村昌二郎外一名  
紹介議員 小林 武治君 高瀬莊太郎君  
二級国道飯田浜松線は、明治の末期から昭和の初期にかけて完成したものであつて、後一部改築した個所を除き大部分は自動車以前の交通的見地から設計施行されたもので屈曲の改修、橋の改築、幅員の拡張等幾多の改良工事を施行しなければとうていこの国道本来の目的達成是不可能であるから、天竜

市以北佐久間町を通じ愛知県境に至る部分に対しては急速に全面的改修の計画を樹立すると共に、本路線中特に不良箇所については猶予を許さぬ現状にあるから、すみやかに全面的改修工事を実施せられたいとの請願。

国道名古屋富山線は、中部と北陸の両経済圏を結ぶ重要路線であるが、本路線中岐阜県神岡町大字東茂住地内の東茂住橋と漆山地内の中の谷橋の二橋が腐朽はなはだしく、ブルトーザの渡橋不可能の状態であるため、全線にわたる除雪ができず、一級国道であるにもかかわらず冬期期間は全く交通が途絶している有様であるから東茂住、中の谷橋をすみやかに架け替えられたい。また、神岡町から古川町方面に通ずる国

ることのできないばかりか、むしろ巨  
対現象を呈するに至ることを恐れるから  
ら、すみやかに本原を特定多目的ダムの  
法に規定する関係府県とせられたいと  
の願願。

請願者 東京都港区芝白金三光  
町四八六土建労働会館  
内全園土建労働組合總  
連合内 吉田直義  
紹介議員 田中 一君  
建設業法施行令第一条に「建設業法第三条第一号の政令で定める軽微な工事は工事一件の請負代金の額が五十万円に満たない工事とする」とあるため、最近、建設業者といふには余りにも零細な施工者や、いわゆる「う領」、一人親方といわれる職人層にまで「五十万円以上の請負をやつしている」とか「建築士の資格をもつてている」などの理由で、業法登録をしている事例が多いが、これは建築職人の生活実態や施工実態を無視した職人じめの措置であり、登録指導としてははなはだゆきすぎとも思はれるから、同法施行令第一条中の五十万円とあるを百万円に改正せられたいとの請願。

第一二六八号 昭和三十四年三月四日受理

国道四十一号線中岐阜県神岡町地内東  
茂住橋架替等に關する請願  
請願者 岐阜県吉城郡神岡町  
長 奥村義雄  
紹介議員 内村 清次君

国道名古屋富山線は、中部と北陸の両経済圏を結ぶ重要路線であるが、本路線中岐阜県神岡町大字東茂住地内の東茂住橋と漆山地内の中の谷橋の二橋が腐朽はなはだしく、ブルトーザの渡橋不可能の状態であるため、全線にわたる除雪ができず、一級国道であるにもかかわらず冬期期間は全く交通が途絶している有様であるから東茂住、中の谷橋をすみやかに架け替えられたい。また、神岡町から古川町方面に通ずる国

ることのできないばかりか、むしろ巨  
対現象を呈するに至ることを恐れるから  
ら、すみやかに本原を特定多目的ダムの  
法に規定する関係府県とせられたいと  
の願願。

昭和三十四年三月十八日印刷

昭和三十四年三月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局